

# 出産育児一時金について

■医療保険各法(健康保険法や国民健康保険法)に規定されている保険給付には、現物給付と現金給付がある。

(現物給付)

⇒療養の給付(診察、薬剤・治療材料の支給、処置、手術その他の治療 等)

(現金給付)

⇒傷病手当金、埋葬料、[出産育児一時金](#)、出産手当金、療養費、移送費 等

## 出産育児一時金とは

### 【給付目的】

○出産に直接要する費用や出産前後の健診費用等の出産に要すべき費用の経済的負担の軽減を図るために支給されるもの。

### 【給付対象】

- 被保険者及びその被扶養者である配偶者等が出産した場合
- 年間の支給件数は約113万5千件(平成18年度)。

### 【給付金額】(平成21年10月1日以前)

○35万円(産科医療補償制度加入分娩機関で出産した場合、原則3万円加算)。

### 【給付手続】(平成21年10月1日以前)

- 出産後、被保険者は医師等または市町村長から出生に関する証明を受けた所定の申請書を保険者に提出する。
- 出産の費用に出産育児一時金を充てることができるよう、被保険者の事前の請求により医療機関が被保険者に代わり出産育児一時金を受け取ることができる仕組みがある(受取代理)。